

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、中国専利法第4回改正後の経過措置を発表 (Page2)

2021年5月25日、CNIPAは「改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の経過措置」を発表した。専利法の実施細則の改正が完了までに本措置によって審査業務を行う。

Topic-2

CNIPA、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」を公表 (Page4)

2021年5月28日、CNIPAは「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」を公表した。また、同規定は2021年6月1日から実施開始。

Topic-3

北京海澱区裁判所、ライブコマースによる商標権侵害事件を初回認定 (Page7)

近日、北京市の海澱裁判所は、ライブコマースによる商標権侵害事件を全国初の事例として発表した。当該事件の一审が終了したが、まだ上訴期間中である。

Topic-4

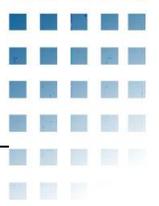
ブリーフニュース (Page9)

1. CNIPA 商標局、「商標における審査・審理の基準」のパブコメ稿を発表
2. CNIPA 商標局、商標法59条3項の先使用権に対する解釈
3. CNIPA、外国人は中国での弁理士資格取得が可能になる

Topic-5

路浩ノーハウ：商標実務——中国商標網での商標検索について (Page11)

本稿で中国商標網で商標検索時の基本操作および注意事項について簡単に紹介したい。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、中国専利法第4回改正後の経過措置を発表

2021年5月25日、CNIPAは「改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の経過措置」を発表した。改正後の専利法は6月1日から施行されたが、専利法の実施細則はまだ改正中。専利業務を順調に進めるために、本措置を制定し、専利法と同じく6月1日から施行開始。

経過措置の主要内容について：

第1条：専利出願人は2021年6月1日から、書面提出又は電子提出の形で、部分意匠の出願手続を提出することができる。CNIPAは改正後の専利法実施細則が施行されてから前記出願に対して審査を行う。

第2条：2021年6月1日以降の出願は、専利法24条1項に該当する場合、紙提出で請求可能。審査は実施細則改正の施行後に開始。

⇒ 24条1項：発明特許は出願日前の6ヶ月以内に、国家緊急事態、公共利益などによって初回に公開された場合、新規性喪失の例外に該当する。

第3条：2021年6月1日以降の意匠出願は、専利法29条2項によって国内優先権主張の書面声明を提出することができる。審査は実施細則改正の施行後に開始。

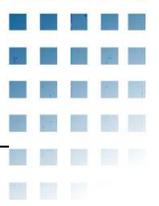
⇒ 29条2項：中国で初めて出願された日から6ヶ月以内、同一主題で再出願する場合、優先権主張が可能。

第4条：2021年6月1日以降に提出された優先権主張の出願は、専利法30条によって優先権書類を提出する。

⇒ 30条：優先権書類の提出：発明・新案の場合は初回出願日から16ヶ月以内；意匠の場合は3ヶ月以内。

第5条：2021年6月1日以降に授権公告された発明特許に対して、専利法42条2項によって、授権公告日から3ヶ月以内に、紙提出で専利権期間の補償を請求することができる。審査は実施細則改正の施行後に開始。

⇒ 42条2項：発明特許は出願日より満4年、且つ実体審査請求日より満3年後に授権された場合、期間補償が可能。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

第6条：医薬品の存続期間延長について、2021年6月1日から専利法42条3項によって、新薬販売の承認を得た日から3か月以内に紙提出で存続期間延長を請求可能。審査は実施細則改正の施行後に開始。

⇒ 42条3項：新薬販売承認への審査期間を補償するため、延長期間が最大5年、専利権の全体存続期間は最大14年。

第7条：2021年6月1日から専利権者は専利法50条1項によって、紙提出で開放許諾を実施する旨の声明を行うことが可能。審査は実施細則改正の施行後に開始。

第8条：2021年6月1日から、被疑侵害者は専利法66条によって、紙提出でCNIPAに技術評価書を請求することが可能。

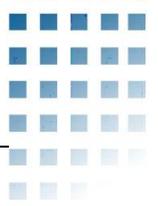
第9条：2021年6月1日から、CNIPAは専利法20条1項、25条1項5号の規定によって形式審査、実体審査又は不服審判の手續にある専利出願に対して審査を行う。

⇒ 20条1項：専利出願および権利行使は誠実信用の原則に従わなければならない。

25条1項5号：原子核の変換方法および原子核の変換方法を用いて得た物質に専利権を付与できない。

第10条：出願日が2021年5月31日（当日含む）以前である登録意匠の権利期間は10年とし、起算日は出願日とする。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

CNIPA、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」を公表

2021年5月28日に、CNIPAは「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」を公表した。3月のパブコメ稿より、一部の内容を変更した。同弁法は2021年6月1日から実施開始。

「重大な特許侵害紛争」に該当する場合（3～4条）：

- (一) 重大な公共利益に関わる場合
- (二) 業界の発展に重大な影響をもたらす場合
- (三) 省級行政区画地域を跨ぐ重大事件に該当する場合

⇒さらに、以下の条件を同時に満たすべき：

- 1) 請求人が専利権者又は利害関係者であること
- 2) 明確な被請求人がいること
- 3) 明確な請求事項と具体的な事実、理由があること
- 4) 裁判所は当該専利侵害紛争に対して立件していない

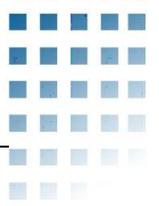
- (四) 重大な影響をもたらす恐れがあるその他の専利侵害紛争

立件（5条）：

- CNIPAは、第4条の規定によって、裁決請求書の受領日から5営業日以内に立件するか否かおよび理由を判断した上、請求人に通知する。立件する場合は、3名又は3名以上の奇数名メンバーからなる合議グループによって処理する。

答弁（10条）：

- CNIPAは立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に発送する。
- 被請求人は上記種類の受領日から15日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数分の答弁書の副本を提出する。被請求人は期限まで提出しなかった場合でも、事件の処理には影響を及ぼさない。
- 被請求人が提出した答弁書に対しては、CNIPAが受領日から5営業日以内にその副本を請求人に発送する。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

証拠（12条）：

- 当事者は自己の主張に対して挙証責任を負う。
- 当事者が客観的な事由により関連証拠の収集ができない場合、初歩的な証拠・理由を提出し、書面にてCNIPAに調査・証拠収集をするよう請求することができる。

技術への鑑定（14-15条）：

- 複雑な技術問題に対して検査・鑑定する必要がある場合、CNIPAは当事者の申出に従って委託鑑定をすることができる。当事者から検査・鑑定を申し出る場合、双方協議かCNIPAの指定機関によって行う。検査・鑑定の結果が尋問を経ず案件裁決の根拠にしてはならない。
- CNIPAは技術調査官を派遣して案件処理に参加することができる。合議グループは技術事実の認定に技術調査官による調査意見を参考することができる。

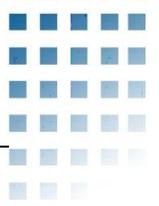
口頭審理（16条）：

- CNIPAは案件状況によって口頭審理を行うかを決定する。口頭審理を行う場合、少なくとも口頭審理の5営業日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。
- 当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合又は許可なしに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の取下げと見なして処理し、被請求人に対しては欠席と見なして処理する。

事件処理の中止（17条）：

下記のいずれ号に該当する場合、当事者は事件の処理を中止するよう請求することができる。又は、CNIPAは職権によって事件処理の中止を決定することができる：

- (一) 被請求人が係争専利権の無効宣告を請求し、かつ、CNIPAが受理した場合
- (二) 一方の当事者が死亡し、相続人の処理参加への意思表示を待つ必要がある場合
- (三) 一方の当事者が民事行為能力を失い、法定代理人が確定していない場合
- (四) 一方の当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者が確定していない場合
- (五) 一方の当事者が、抵抗できない事由により、審理に参加することができない場合
- (六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないが、当該別の事件がまだ結審していない場合
- (七) その他の処理を中止すべき場合



Newsletter

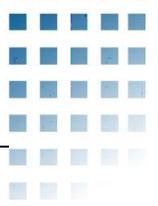
Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

期限の計算 (22 条) :

- 専利権侵害紛争の処理は、立件日から 3 ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。期間内に処理決定を下せなかった場合、承認を経て、1 ヶ月延長又は継続延長にすることができる。
- 事件処理過程において、中止、公告、検証・鑑定等の期間は、前項にいう事件処理期間に計上しない。
- 請求を変更し、共同被請求人／第三者を追加する場合は、処理期間が請求を変更した日、共同被請求人／第三者を確認した日から再計算する。

リソース：国家知識産権局 https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

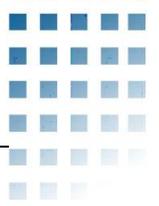
Topic-3

北京海澱区裁判所、ライブコマースによる商標権侵害事件を初回認定

近年、スマートフォンの専用アプリで生配信しながら売り買いをする、「ライブコマース」が拡大しつつあり、2020年、中国では市場規模が17兆円にまで拡大したと予測されている。

こうした背景の中、2021年4月に、国家市場監督管理総局は関連部門と連携して「インターネットでのライブコマースの管理弁法（試行）」を公表した。近日、北京市の海澱裁判所は、ライブコマースによる商標権侵害事件を全国初の事例として発表した。また、これは前記の管理弁法が施行されて以来、初めて規定によってプラットフォームの類型・性質を認定した事例でもある。目前、当該事件の一番が終了したが、まだ上訴期間中である。

紛争商標	【AGATHA】
原告	賽飾社→紛争商標の独占使用の被許可者
原告主張	<ul style="list-style-type: none"> ●被告①の弘宇社は、原告の承認を得ず、紛争商標と同じな標識を付けているカバンをTikTokアカウントで販売し、原告の商標権を侵害した。 ●被告②の微播社は、被告①の行為に対して注意義務を尽くしておらず、連帯責任を負うべき。
被告①	弘宇社→権利侵害品の販売者
被告①主張	<ul style="list-style-type: none"> ●侵害品は第三者から合法的に取得したものである。 ●販売商品は侵害品であるか否かを判断しにくいため、且つ商品の出所を提供したので、賠償責任を負わないべき。 ●被告②の微播社から、ユーザー協議、プライバシーポリシー、知財権侵害などの関連内容を十分に提示・注意されていない。
被告②	微播社→TikTokアカウントの運営社
被告②主張	<ul style="list-style-type: none"> ●微播社は既に販売者の情報を各アカウントで公開しているので、権利者が公開ルートを通して権利保護ができる。また、事件の処理中に、即時に原告に被告①の弘宇社の情報を提供した。 ●知財権侵害行為への注意事項についても明らかにユーザーに提示した。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

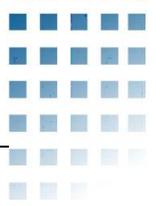
被告②主張	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の訴訟資料を受領した後、即時に状況確認して関連商品を取り下げた。 ●TikTok は電子商プラットフォームではなく、また、微播社は電子商プラットフォームの運営者でもなく、かつ適切な注意義務を尽くした。
裁判所 事実認定	<ul style="list-style-type: none"> ●原告は係争商標の商標権を他人にライセンスしていない。 ●被告①は販売による侵害行為への免責に対して、十分な証明証拠を提供できなかった。 ●被告②の TikTok が電子商プラットフォームに該当するか否かについて、運営者の実際な提供サービスが「電子商務法」の規定・定義に合う場合、電子商プラットフォームに該当すると認定すべきだと裁判所は判断した。 本件においては、TikTok アカウントで商品販売の展示、販売リンクのアクセス、購買状況の照合などの機能が付いているので、電子商プラットフォームとなり、被告②が電子商プラットフォームの運営者となる。 ●被告②は適切な注意義務を尽くしており、連帯責任がない。
一審結果	<p>被告①が原告に 30 万元を賠償するよう裁判された。 現在、上訴期間中。</p>
参考価値	<ul style="list-style-type: none"> ●裁判所はライブコマース類のプラットフォームの注意義務について、以下の点から考慮して判断した。 1) 販売者の資格、商品の質などに対して事前の確認・調査があったかどうか 2) ライブコマースに関する管理規定を制定し、かつ公開しているかどうか 3) 知財権保護規定、侵害行為への摘発ルートなどがあるかどうか 4) 権利者の権利保護に即時に必要な措置を行ったかどうか ●中国のライブコマースのブームによって、権利者にとっては従来のオフラインだけではなく、オンラインでの侵害行為にも注意を払う必要がある。

リソース：

海澱区裁判所 <http://bjhdfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/06/id/6080078.shtml>

「インターネットでのライブコマースの管理弁法（試行）」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163729/content.html>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

ブリーフニュース

1. CNIPA 商標局、「商標における審査・審理の基準」のパブコメ稿を発表

商標法改正に合わせ、商標の審査・審理基準の統一化を図るために、2021年6月11日、CNIPAは「商標における審査・審理の基準」を発表し、同年7月12日までパブコメを行う。

同「基準」の内容として上・下2編に分けられており、上編は形式審査および事務作業に関する内容で、下編は実体審査に関わる審理・審査の基準・規則となる。詳しくは以下の通り。

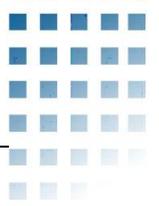
上編		下編	
第1部分	商標出願の形式審査： 一般性の要求、登録出願、異議、審判、取消	第1章	総括： 基本原則、審理範囲、基本概念
		第2章	使用目的としない悪意出願に関する審査
		第3章	商標にできない標識
第2部分	商品・役務および商標調査要素の分類： 商品・役務の分類、文字商標調査の要素、図形商標調査の要素、その他商標調査の要素	第4章	商標の識別性
		第5章	商標の同一・類似
		第6-9章	立体商標、色彩結合商標、音声商標、団体商標、証明商標
第3部分	その他商標業務の審査： 変更、商標権の処分（譲渡、ライセンス、質権設定など）、更新	第10章	他人の著名商標を模倣・翻訳する標識
		第11-12章	関係者又は代理人による抜け駆け出願商標
第4部分	マドリッド国際出願の審査： 出願、後続業務、異議、中国指定に関する業務	第13章	代理機構の商標出願
		第14-15章	他人の先行権を損なう出願、他人の先行使用商標を抜け駆けした出願
		第16章	不正による商標権獲得
第5部分	商標出願に関する業務処理： 文書の受領、費用、文書の送達、証明書類の発行、商標記録原簿、商標公告、電子出願に関する規定	第17章	商標権の取消
		第18章	商標法50条に関する審査
		第19章	審査意見書

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/6/11/art_75_159963.html

2. CNIPA 商標局、商標法 59 条 3 項の先行使用に対する解釈

近日、CNIPAは商標法59条3項の法的適用に関して下記のように解釈を出した。

商標法59条3項：商標権者による商標登録出願の前に、他人が既に同一又は類似の商品において、商標権者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有さない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

上記規定の適用には、**先使用者**が以下の五つの要件を同時に満たさなければならない：

- 1) 商標権者の出願前に既に標識を使用していたこと；
- 2) 商標権者より先に使用したこと；
- 3) 商標権者の出願より前の先行使用は「一定の影響がある」程度に至ったこと；
- 4) 従来を経営商品・役務、又は従来を経営地域を超えてはならないこと；
- 5) 商標権者から適切な区別用標章を加えるよう要請される場合、先行使用者は区別用標章を加えるべき。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_75_159637.html

3. CNIPA、外国人は中国での弁理士資格取得が可能になる

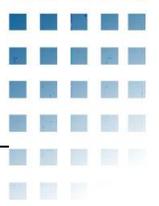
2021年6月11日、CNIPAは、外国人が中国で弁理士資格試験の参加可能に関して通知を出した。今回はパイロット地域に限る形で実施する方針だが、参加条件のハードルが高いとみられる。

パイロット地域：北京市、蘇州市、南京市、広州市

資格試験の参加条件：

- 1) 完全な民事的行為能力を有すること；
- 2) 中国で外国人永久居留許可証を取得したこと；
- 3) その他の国・地域で特許弁理士資格を取得したこと；
- 4) 中国語で資格試験に参加できること。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/6/11/art_75_159944.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

路浩ノーハウ：商標実務——中国商標網での商標検索について

本稿では、中国知財官庁の商標データベースの中国商標網で商標検索時の基本操作および注意事項について説明したい。

データベースのアクセス：

国家知識産権局（CNIPA）ホームページ：<https://www.cnipa.gov.cn/>

①初頁の真ん中の所に、「商標」カタログの3番目の「商標查詢」をクリックする。



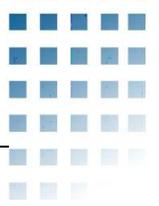
- ②「商標查詢」をクリックすると、ユーザー協議を同意するための「我接受」ボタンを押す。
 ③「我接受」ボタンを押すと、1番目の「商標近似查詢」（SISTM）をクリックすると、類似商標の検索ができる。（*この頁の一番上の欄で英語の言語変更ができる。）



*以前は中国商標局からアクセスか、又は直接にサーチエンジンで中国商標網を入力してリンクをアクセスできるが、近年のCNIPA 機構改革により、元商標局は既にCNIPA に組み入れた。従って、CNIPA からのアクセスは安定性が高い。

類似商標の検索：

検索条件：国際分類（必須）；類似群；商標名称（必須）；検索方法（必須）：漢字、ピンイン、英語、数字、アクロニム（頭字語）、図形；検索タイプ（検索モード選択）



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

そのうちの「検索方法」について、入力時に以下の点は要注意。

漢字：簡体字体の漢字、各漢字の間にスペースを入力不可。

ピンイン：各漢字に対応するピンインの間にスペースを入力必須。

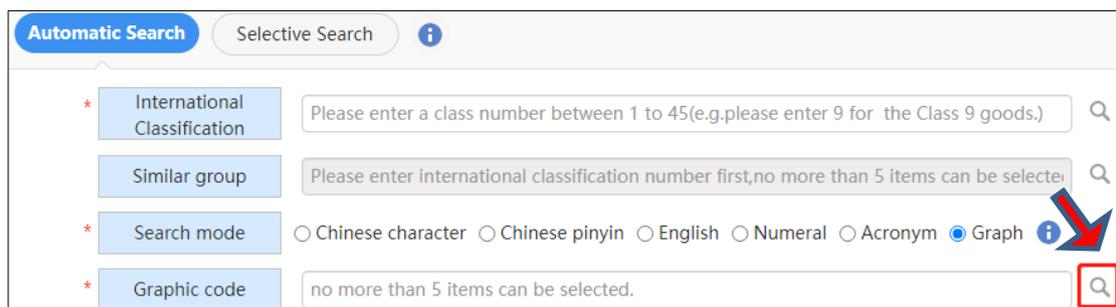
英語：3つ又は3つ以上のアルファベット入力、「&」又はドットの「.」が認識可能。

数字：アラビア数字（ローマ数字などは入力不可）。

アクロニム：2つ以下のアルファベット入力、3つ以上の場合は「英語」で検索。

図形：図形コードを入力、各コードの間に半角の「;」で隔てる。

又、図形コードの選択は、空欄右の拡大鏡のような印を押すと選択できる。



The screenshot shows a search interface with two tabs: "Automatic Search" (selected) and "Selective Search". Below the tabs are four search criteria, each with a text input field and a magnifying glass icon:

- International Classification**: Input field contains "Please enter a class number between 1 to 45(e.g.please enter 9 for the Class 9 goods.)".
- Similar group**: Input field contains "Please enter international classification number first,no more than 5 items can be selecte".
- Search mode**: Radio buttons for "Chinese character", "Chinese pinyin", "English", "Numeral", "Acronym", and "Graph" (selected). A red arrow points to the "Graph" button.
- Graphic code**: Input field contains "no more than 5 items can be selected.". A red box highlights the magnifying glass icon.

検索モード：

自動検索：システムの黙認規則によって検索

選択検索：「検索方法」の下に、「検索タイプ」を追加

* 同じ条件で両モードの検索結果を比較すると、ヒット件数は選択検索の方が多いが、類似性の高さから見ると、自動検索の方がより高い。

* 英語ページの場合であっても、図形コードの選択は中国語となる。

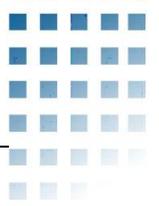
日本語商標の検索：

日本語漢字：対応する中国語簡体字に変更して検索

ひらがな：「図形」で検索、図形コードは「28.3」

カタカナ：

- 1) 「図形」で検索、図形コードは「28.3」
- 2) 簡体字漢字と同一又は類似し、且つ商標態様全体が漢字と認識されやすい場合、「漢字」での検索も必要。例えば、工（工作）、カ（力士）、オ（才能）、夕（夕陽）、ト（萝卜）、二（数字の二）、八（数字の八）、口（口）など。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

3) カタカナの組合せで、漢字と認識されやすい場合、その組合せたカタカナを「漢字」で検索してみる。

例えば、第 43649232 号「カロリーミット」は第 10421177 号「加加」と類似すると判断され、拒絶査定されたケースがある。

造字：

1) 基本的に漢字で検索してみる。例えば、「漢字」で「峠」と「躰」を検索した結果、第 3881119 号「峠」、第 31374688 号「躰」が検出された。

2) その漢字の偏旁と作りを分けて検索してみる。例えば、「漢字」で「峠」を検索した結果、第 39150425 号「山上下」が検出された。

その他の注意事項について：

* 中国商標網データベースの掲載データは通常、アクセス日より 2-3 日遅い。データの有効日は検索ページの一番上に表示されている。

実際のアクセス日：2021/06/17 ➔ **The current data is up to: (2021/06/15)**

* 検索結果の精確性から言えば、中国商標網データベースより、有料データベースの方は検索規則が細かいのでより高い。